

# 健康保険の扶養条件 チェックシート

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 健康保険の扶養条件チェックシート

健康保険の「扶養」とは、被保険者（会社員など）に生計を維持されている家族が、その健康保険に加入して医療を受けられる仕組みです。扶養に入ること、被扶養者本人が保険料を負担することなく保険証を持つことができます。ただし、扶養として認められるには一定の条件があります。

以下のチェックリストで、「はい」と答えられれば、被扶養者として認定される可能性があります。実際の申請時は、会社や健康保険組合に確認のうえ、必要書類を提出しましょう。

## 基本情報

- 被扶養者とする者が被保険者の配偶者（内縁含む）・父母・子・兄弟姉妹・祖父母・孫などに該当しますか？
- （上記に該当しない場合は）被保険者と三親等内の親族または内縁関係の配偶者およびその親族ですか？

# 健康保険の扶養条件チェックシート

## 居住状況に関する要件

- 被保険者と同居していますか？（住民票で同一世帯の確認が可能）
- 被保険者と別居している場合は、仕送りなど被保険者の援助が証明できますか？

## 収入に関する要件

- 被扶養者とする者の年間収入が130万円未満ですか？  
※給与収入だけでなく、年金・傷病手当金、雇用保険の基本手当・事業所得など含めた金額です。
- 60歳以上または障害者の場合、被扶養者とする者の年間収入は180万円未満ですか？
- 被保険者と別居の場合、被扶養者とする者の収入が被保険者からの仕送り額未満ですか？
- 被保険者と同居の場合、被扶養者とする者の収入が被保険者の年収の1/2未満ですか？  
または、被保険者の年収の1/2以上であっても、年収の全額未満であり、被保険者に生計を依存している状態にありますか？

# 健康保険の扶養条件チェックシート

## 注意事項

- 被扶養者が被保険者数51人以上の企業等特定適用事業所に勤務する・週20時間以上勤務・月収88,000円以上・2カ月を超える雇用見込み・学生でないなど、一定の条件を満たす**短時間労働者**でないことを確認しましたか？  
※該当する場合、本人が健康保険に加入し、扶養には入れません。

なお、健康保険と所得税法の扶養条件は異なるため、制度ごとにしっかりと確認することが大切です。

例えば、健康保険では収入基準が「年間130万円未満」（60歳以上等は180万円未満）であるのに対し、所得税法では「合計所得金額48万円以下（給与収入なら103万円以下）」が基準となります。また、対象となる親族の範囲も異なります。混同すると誤申告となる恐れがあるため、それぞれの制度の目的と要件を正しく理解しましょう。